

## 集客系移動水族館要項

### 1 趣旨

公益財団法人ふくしま海洋科学館(以下「財団」という。)は、この要項に基づき、主催者または業務委託者(以下「申請者」という。)から申請があった場合に、水槽を積んで移動できる車両(以下「アクアラバン」という。)を運行し、移動水族館の展示を実施する。(以下「移動水族館」という。)

### 2 目的

移動水族館は、財団が運営するふくしま海洋科学館の集客、及び展示場所での地域交流に資することを目的とする。

### 3 展示期間及び展示時間

- (1) 展示期間は原則2023年4月1日から11月30日までとし、1日展示、若しくは連続した2日間の展示とする。但し、4/28～5/7、7/14～7/17、8/1～8/25 は除く。
- (2) 展示時間は、原則6時間/日とし、10時00分から17時00分まで間での展示とする。ただし、財団理事長が特に認めた場合は変更することができる。
- (3) 展示時間にアクアラバンの移動時間は含まない。

### 4 条件

- (1) 移動水族館の展示場所は、概ね9m×13mの平坦で高さ4m以上の場所であること。また、展示場所の床面が車両総重量14トンに耐えられる場所であること。
- (2) 備品洗浄等に水道水が確保できること。
- (3) 水槽内展示生物の生命維持の為、15A-100Vの電源1回路が確保できること。
- (4) 宿泊を伴う場合は、上記(1)～(3)に加え、アクアラバンが安全に夜間駐車できる場所を確保すること。

### 5 申請及び諾否

- (1) 財団に移動水族館を招致しようとする申請者は、展示希望日の1ヵ月前までに移動水族館申請書(第1号様式)を財団理事長に提出する。
- (2) 財団理事長は、移動水族館申請書を受理後、移動水族館申請書の内容を検討し諾否を決定する。
- (3) 移動水族館を実施する場合には、移動水族館承諾書(第2号様式)で通知し、財団と申請者で移動水族館に関する覚書を締結する。
- (4) 移動水族館を実施しない場合には、移動水族館を実施しない旨の通知書(第3号様式)で通知する。

### 6 職員の派遣

財団は、移動水族館に必要な職員を派遣するものとする。

なお、職員の派遣人数はイベントの規模、内容等により、申請者と協議の上、決定する。

### 7 経費負担

(1) 申請者は、移動水族館の実施に必要な次の経費を負担するものとし、その額及び請求方法は別表のとおりとする。(※別表 参照)

- ① 移動水族館基本料(1日目)
- ② 移動水族館基本料(2日目)
- ③ 日当
- ④ 宿泊代
- ⑤ 燃料代
- ⑥ 駐車料金(アクアラバンを有料駐車場に駐車する場合)
- ⑦ 有料道路通行料金
- ⑧ その他(上記以外に係る費用)

(2) アクアラバンの運行時間は、原則7時00分から20時00分までとし、出発及び到着が7時00分より前、若しくは20時00分以降になる場合には、申請者は、実施日の前日泊又は後日泊に要する日当と宿泊代を負担する。

#### 8 実施完了

(1) 移動水族館実施終了後、財団は実費分の金額が確定次第、移動水族館見積書(第4号様式)・移動水族館完了報告書(第5号様式)・移動水族館請求書(第6号様式)を申請者に送付する。

(2) 申請者は、移動水族館請求書(第6号様式)に基づいた経費を支払うこととする。

(3) 申請者と支払者が異なる場合には、下記の必要書類を事前に財団へ提出する。

- ① 申請者と支払者との関係を明確に表記した書類
- ② 支払者の請求先情報を明確に表記した書類

#### 9 反社会勢力の排除

次の各号の事項は、移動水族館を承諾する上で絶対条件とする。

(1) 申請者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 移動水族館が反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものではないこと。

#### 10 その他

この要項に定めのない事項については、申請者と協議の上、財団理事長が決定する。

#### 11 移動水族館申請書(第1号様式)の送付・問い合わせ先

〒971-8101 いわき市小名浜字辰巳町50

公益財団法人ふくしま海洋科学館 移動水族館担当者

電話0246-73-2525 FAX0246-73-2526

E-mail:[amf@aquamarine.or.jp](mailto:amf@aquamarine.or.jp)

附則

この要項は、平成16年4月1日より施行する。

この要項は、平成20年4月1日より施行する。

この要項は、平成21年4月1日より施行する。

この要項は、平成25年4月1日より施行する。

この要項は、平成30年4月1日より施行する。

この要項は、平成31年4月1日より施行する。

この要項は、令和4年4月1日より施行する。

この要項は、令和5年4月1日より施行する。

別表

名 称	内 容	金 額	請求方法
① 移動水族館基本料 (1日目)	生物・展示管理費	300,000 円/日	実施終了後、実費 が確定次第、請求 を行う。 (※実費分の領収 書を添付)
② 移動水族館基本料 (2日目)	2日目開催の生物・展示 管理費	100,000 円/日	
③ 日当	派遣職員1人当たりの1日 の手当	県外:2,600 円/人 県内: 650 円/人	
④ 宿泊代	1泊1名分の宿泊代	11,800 円/人	
⑤ 燃料代	アクアラバンの運行に係る 燃料代	実費	
⑥ 駐車料金	アクアラバンの駐車料金 (必要な場合)	実費	
⑦ 有料道路通行料金	当館の最寄り IC(いわき 勿来 IC、またはいわき湯 本 IC)から展示場所付近 の IC までのアクアラバン の有料道路通行料金(往 復分)	実費	
⑧ その他	上記以外に係る費用	実費	